

## ■議案第70号 四万十町商工業振興条例について

---

### 【要旨】

本条例の助成事業の見直し・整理、又それらに伴う規定の変更、字句の見直しを行うため、四万十町商工業振興条例の全部を改正するものです。

### 【内容】

- (1) 現行の本条例第5条に掲げる14の助成事業から「(13)企業誘致推進事業」、「(14)工場設置事業」を削除（(13)は廃止、(14)は新条例制定）することに伴うものです。
- (2) 上記14事業の内、残り12事業の整理、見直し（統合・分割等）を行い13事業とします。
  - ①〔旧〕(8)販路拡大・技術向上事業 →〔新〕(8)宣伝・販路拡大事業  
→〔新〕(10)技術・研究開発事業
  - ②〔旧〕(10)技術開発・研究開発、起業・創業活動事業  
→〔新〕(10)技術・研究開発事業  
→〔新〕(11)起業・創業事業
- (3) 助成事業の内容及び助成金の申請から交付に関する事項等については、規則で定めることとし、事業の内容を示す「別表」を削除（規則で規定）します。
- (4) 明文化の必要性のない規定を削除するほか、所要の規定・字句の見直しを行います。

### 【理由】

本町における商工業活性化施策と企業誘致施策は、現行の商工業振興条例において地域経済の活性化、地場産業の振興を図ることを目的として、一つの条例で複数の助成事業を位置づけ、自営業者から一般企業までを対象に各種の助成を行っています。

当該条例における主な助成実績は、「空き店舗活用」「販路拡大」「起業・創業」などの事業に係る経費の一部を助成するものがほとんどで、平成28年度の実績では、申請23件に対して16件が50万円以下の助成となっており、自営業者や小規模事業者を活用していただいているのが実態です。

一方、「工場設置事業」は、複数の新規雇用を伴う事業用施設等の新・増設に係る固定資産税相当額を助成する制度となっており、一定規模の事業者から中小企業・大企業が助成対象となっていますので、制度の性格上の違いから計画的な予算措置等の対応が難しく、小規模の商工業支援や地場産業の振興に支障をきたしています。

このため、現行の条例を改正し、平成30年度から予算措置を含めて計画的な商工業活性化施策と企業誘致施策を推進しようとするものです。

なお、企業誘致の情報提供、仲介を行う者へ助成を行う「企業誘致推進事業」は、これまでに事例がないことなどから廃止します。

その他の改正については、条例としての全体的な見直しによるものです。

### 【新旧対照表】

別紙のとおり